

議案第 52 号

専決処分につき承認を求めることについて

訴えを提起することについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成19年8月16日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成19年9月7日提出

生駒市長 山下 真

専第 4 号

専 決 処 分 書

訴えの提起について

下記のとおり損害賠償請求の訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

記

1 訴えの相手方の住所及び氏名

生駒市北新町1番20号

中 本 幸 一

生駒市壱分町161番地1

酒 井 隆

奈良市七条西町二丁目899番地の1

七条建設株式会社

代表取締役 中 浦 匡

生駒市喜里が丘2丁目2番27号

内 海 武 正

奈良市菅野台16番12号

小 松 秀 次

2 請求の要旨

訴えの相手方らが共謀の上、平成15年12月22日に生駒市において購入する必要性がない本市南田原町地内の土地を、（仮称）総合スポーツ公園整備事業用地の名目として生駒市土地開発公社に先行取得させ、よって、生駒市に当該土地を買い取る債務を負わせ、生駒市に少なくとも136,398,02

0円の損害を負わせたことに伴い、当該金額の損害賠償を請求したが、これに応じないため、訴えの相手方らに対して損害賠償請求の訴えを提起するものである。

### 3 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第1審判決の結果、必要があるときは上訴する。
- (3) 訴訟の進行に応じて、必要があるときは適当と認める条件で和解することが出来る。

平成19年8月16日

生駒市長 山下 真